

当センター内での迷惑行為について

当センターでは、こどもの健康の回復及び増進と福祉の向上のため、患者・ご家族と力を合わせて最善の医療を提供することを基本理念としており、患者さん・ご家族との信頼関係が大切であると考えております。

そのため、次の行為があった場合、診療を中止することや退去を求められることがあります。また、警察へ通報することがありますので予めご了承ください。

- 当センターにおける秩序を乱し、診療や業務を妨害する行為
- 他の患者さんや職員への暴力、威嚇行為、暴言
- 大声を出すなど他の患者さんや職員に迷惑を及ぼす行為
- 治療や面会等の用事なく当センターに出入りし、注意しても退去しない行為
- 危険物を持ち込む行為
- 敷地内で喫煙する行為
- 所定の場所以外に車、バイク、自転車等を停める行為
- 建物、設備、機器等を汚損または棄損する行為
- その他、当センターの運営・管理に重大な支障を来たす行為、当センターの規則に反する行為や正当な理由なく職員の指示に従わない行為



地方独立行政法人神奈川県立病院機構
神奈川県立こども医療センター 総長